

事業主各位

倉庫業企業年金基金 ききんだより 基金多与利

当基金は平成15年10月に大幅な給付減額を実施しています。しかしながら、代行返上を経て、現在では債務の2.12倍の資産を保有し、企業年金基金として日本でもトップレベルの積立水準を維持できるまでになっていることから、行政の認可を前提に2つの改善策で事業主様、加入者様、受給権者様に還元することとしました。

1. 改善策は以下の2つです。

① 改善策1：加入者様の持ち分を一律10%アップ

実施日：令和8年4月1日（以下、第1変更日といいます）

② 改善策2：年金形式で受給していただく場合の利率を2.0%から3.5%へアップ、標準掛金率を1.0%から0.9%へと引き下げ

実施日：令和7年4月1日（以下、第2変更日といいます）

2. 改善策1は以下のとおりです。

① 例：第1変更日時点の持ち分が500,000円の場合、10%上乘せして、550,000円といたします。

② この給付引き上げ策は、1事業所でも反対があると、実施することができなくなります。

③ そのため、全事業主様から同意書をいただくことから、改善策2の給付引き上げ策から1年後の計画といたしました。

④ ただし、令和6年10月31日までに全事業主様からの同意が得られた場合は、改善策2と同時に引き上げを実施いたします。

3. 改善策2については以下のとおりです。

- ① 第2変更日以降に、年金を選択できる資格のある方が資格喪失し、年金を受給することを選択された方は3.5%の給付利率となります（従前は2.0%）。
- ② 第2変更日の前日までに資格喪失する方も加入者期間が20年以上ある方は繰り下げを申し出ていただき、令和7年4月1日以降に年金での受け取りを請求された方は3.5%の給付利率となります。
- ③ 第2変更日時点で待期者の方は、受給を開始した時点で3.5%の利息を付与して開始となります（3.5%の適用は令和7年4月分の年金額からとなります）。
- ④ 第2変更日時点で旧加算年金受給者及び老齢給付金の受給者の方は、令和7年4月分以降の年金額を一律10.9%アップいたします。定例のお支払いとしては令和7年6月支給分からとなります。
- ⑤ 旧厚生年金基金の薄皮部分（基本プラスアルファ）の受給者の方は過去に給付減額の対象外であったため、今回の増額変更の対象外とさせていただきます。

4. 改善策2を実施する際に、事業主様にお支払いいただいている「標準掛金」の掛金率を1.0%から令和7年4月1日から0.9%に引き下げます（事務費掛金については0.23%を維持させていただきます）。

- ① 上記の掛金率については精緻な方法で計算しておりますが、概算計算の結果です。
- ② 正式な計算は現在計算中です。結果が判明次第お知らせいたします。

5. 同意書については、別添の「給付水準引き上げ同意書」をご使用ください。また、用紙は以下のリンクからダウンロードすることも可能です。なるべく早いご同意をお願い申し上げます。

[https://www.archive.warehouse-pf.or.jp/agreement\\_form.pdf](https://www.archive.warehouse-pf.or.jp/agreement_form.pdf)

以上